

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成28年11月20日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、審査請求人が平成27年10月5日付けで実施機関に提出した特定の事業者（以下「当該法人」という。）に係る行政処分請求書に関連する以下(1)～(7)の行政文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - (1) 行政処分請求書に対する循環型社会推進課不法投棄対策班及び〇〇保健所が保有する廃棄物保管及び中間処分場の現地調査報告書（総合報告文書、現地調査日報、現場写真、管理票及び帳簿等の確認報告書、当該法人との協議メモ、その他関連する資料一式）
 - (2) 現地調査に基づく、当該法人への行政指導通知書
 - (3) 現地調査に基づく、当該法人への行政処分通知書
 - (4) 当該法人の産業廃棄物管理票の確認業務報告書
 - (5) 当該法人の知事宛ての「管理票に関する報告書」の提出状況及び県庁の保管状況報告書
 - (6) 当該法人が最終処分を委託した業者の調査報告書（業者の廃棄物保管及び中間処分場の現地調査報告書（総合報告文書、現地調査日報、現場写真、管理票及び帳簿等の確認報告書、当該法人との協議メモ、その他関連する資料一式））
 - (7) その他、関連する資料
- 2 実施機関は、条例第11条の規定により、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり理由を付して、平成28年12月5日、審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第3号該当

本件開示請求の対象は、当該法人が県から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき行政指

導を受けていることを前提としたものであることから、文書の存否を明らかにすれば、県による当該法人の指導の有無等に関する情報が明らかになり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。このような情報は、条例第8条第1項第3号に該当することから、本件開示請求については、行政文書の存否を回答するだけで非開示情報を開示したこととなるため、条例第11条により存否を明らかにしないもの。

- 3 審査請求人は、平成29年1月5日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件開示請求の対象となる全ての文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、意見書その他審査会に提出された書類及び審査会における意見陳述で主張している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

実施機関は「行政文書の存否を明らかにしない理由」として、「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。」としている。条例第8条は、基本的かつ原則的には行政文書は開示の義務があることを規定する。しかし、限定的に非開示情報の例外を認めるものである。実施機関は、同条第1項第3号に該当すると、行政文書の存否すら明確にできないと回答するので、同号に関し次のとおり主張及び反論をする。

(1) 行政文書開示請求について

審査請求人は、条例第4条に基づき、一般的な行政文書の開示請求を行ったのではない。審査請求人は、本件事案の情報提供者であり、かつ審査請求人自身が不法投棄現場を調査し、現場情報及び資料を提供して当該法人に対する行政処分を請求した。よって、審査請求人には、当該行政文書を知る権利が存する。また、実施機関は、審査請求人に対し知らしめる義務がある。

(2) 条例第8条第1項第3号について

条例第8条第1項第3号の「法人の権利」、「競争上の地位」及び「その他正当な利益の損失」について、廃棄物処理法の最大の厳罰条項である第16条（投

棄禁止)に該当する違法行為者である当該法人の「法人の権利」、「競争上の地位」及び「その他正当な利益の損失」を県民の公益及び公の秩序の維持、公衆衛生及び生活環境の保全等に優先して認める必要はない。また、当該法人が廃棄物処理法の違反行為者であることは、審査請求人が通告した故、当該法人の内部情報とは言えない。

さらに、条例第8条第1項第3号の「当該事業に関する情報」とは、違法行為者かつ行政処分対象者である当該法人の事業内容、事業資産及び事業所得など事業活動に直接関係する情報である。しかし、審査請求人は、あえて事業内容、事業資産及び事業所得の情報を得る意思はない。

(3) 条例第8条第1項第3号ただし書該当性について

条例第8条第1項第3号ただし書は、法人の事業活動により生ずる危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報が記載されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、非開示情報には該当しない旨定めている。審査請求人の行政処分請求書事案はこの「ただし書」に該当する。本件事案は、廃棄物処理法の重大な違反で、公共の福祉に反する行為であり、かつ反社会的行為である。

本件事案が同号ただし書に該当しないとの実施機関の判断は、環境基本法(平成5年法律第91号)、廃棄物処理法及び産業廃棄物の適正化等に関する条例(平成17年宮城県条例第151号)の趣旨に反するものである。また、本件事案が同号ただし書に該当しないとの判断であれば、今後、県内で本件事案に類似する違法行為は容認され、かつ産業廃棄物の不法投棄は合法化できると理解するが、それで良いか。

(4) 条例第10条該当性について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第7条(公益上の理由による裁量的開示)は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる旨定めている。情報公開法は条例に優先するから、審査請求人の行政処分請求書事案については、同条の公益上の理由による裁量的開示の規定が条例に優先されるべきである。

(5) 実施機関が行った存否を明らかにしない決定について

実施機関は、当然、産業廃棄物排出業者である当該法人の外部委託処分業者との業務委託取引の有無及び適法な処理を確認するため、業務委託契約書、産

業廃棄物管理票、損益計算書、受託業者の請求書、領収証、銀行振込証、その他関連する帳簿等を調査し、かつ、精査を行ったと思料するが、どの程度まで調査及び精査をしたか疑念がある。

実施機関は、その不作為若しくは調査の欠陥等の露呈を避けるため、条例第8条第1項第3号を適用のうえ開示を拒否したと思料できる。

実施機関は、業務怠慢、業務放棄又は違法業者との癒着行為等を要因とし、審査請求人の提出又は提供した情報に対して、廃棄物処理法に規定する責務を果たしていないと思料できる。よって「行政文書の存否を明らかにしない決定」をせざるを得ない状況である。

実施機関の判断は、廃棄物処理法の重大な違法行為者の権利を公益及び公の秩序の維持等に優先させ、当該違法行為者に過大な利益等を認めている。情報提供者である審査請求人の情報開示請求に対し、実施機関の決定は違法行為者の利益の擁護であり、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第30条(服務の根本基準)を逸脱し、かつ、悪意をもって情報公開を阻害するものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

条例第8条第1項第3号は、法人の事業活動の自由を保障するため、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報が記録されている行政文書については開示をしない旨定めている。

また、条例第11条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。

本件開示請求は、審査請求人が法人を特定した上で、当該法人が廃棄物処理法に違反しているとして、実施機関が行った調査や行政指導等の記録の開示を求めるものであるが、特定の法人が廃棄物処理法に違反し、実施機関から調査及び行政指導等を受けているという事実は、本来、当該法人のみが知りうるものであり、当該法人の内部情報と言える。また、これらの情報は、公開されることにより、当該法人が何らかの不適切な行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、当該法人の名誉や社会的信用を低下させ、取引先との関係が悪化するなど、当該法人の事業活動の自由が損なわれると認められるものである。

よって、本件対象文書について、その存否を回答することは、法人の内部情報である実施機関による当該法人に対する行政指導の有無等に関する情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなり、法人の権利、競争上の地位そ

の他正当な利益が損なわれると認められる。

また、本件開示請求の対象は、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には当たらないため、条例第8条第1項第3号ただし書は適用されないものと考えられる。

以上のことから、本件開示請求については、条例第11条の規定により、存否を明らかにしない決定をしたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

通常、行政文書の開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定をすべきであるが、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、行政文書が存在するか否かを回答しただけで非開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、ひいては非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。同条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものと解される。

ただし、同条の規定は例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 審査請求人が本件開示請求において開示を求める文書は、その記載内容から、審査請求人が当該法人の廃棄物処理法違反行為について実施機関に通報したことを前提として、実施機関が当該法人に対して行った現地調査、行政指導等の対応に関する文書の開示を求めるものであると解される。

そうすると、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の人物から実施機関に対し当該法人の廃棄物処理法違反について通報があり、当該通報に基づいて実施機関から当該法人に対する現地調査及び行政指導等が行われたという事実の有無を明らかにするものであると認められる。また、本件開示請求に係る行政指導等に関する情報は、公にされていないものと認められる。

これらの事実の有無が明らかにされた場合、当該法人に対する信用を低下させ、取引先との関係が悪化するなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

- (2) したがって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで条例第8条第1項第3号の非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、本件開示請求の対象となり得る行政文書について、産業廃棄物の不法投棄等廃棄物処理法の重大な違反事案に関する情報が記載されたものであるとした上で、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報であるから条例第8条第1項第3号ただし書に該当する旨主張しており、また、同様の理由により条例第10条による裁量的開示も求めているものと解される。

しかし、条例第8条第1項第3号ただし書に該当する情報とは、人の生命等に対する危害又は侵害の未然防止、拡大防止又は再発防止のため、公開が必要と認められる情報をいうものと解され、過去において、特定の法人が通報に基づき現地調査及び行政指導等を受けたことが、開示決定等の時点における県民の生命等に対する危害に直ちに結びつくものとは言えず、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、本件開示請求の対象となり得る行政文書を公開することが必要であるとの審査請求人の主張を採用することはできない。

また、同様の理由により、本件開示請求の対象となり得る行政文書について、条例第10条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と認めることはできない。

(2) また、審査請求人は、本件開示請求が、審査請求人が当該法人の違反行為を実施機関に情報提供し、行政処分を求めたことを前提としてなされたものであることを考慮すべきと主張する。

しかし、条例第4条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる」と規定されており、条例に定める情報公開制度は開示請求者が誰であるかを考慮しないものであることから、当該主張のような個別的事情は上記判断に影響しない。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
29. 2. 10	○ 諮問を受けた。(諮問第217号)
29. 3. 17	○ 審査請求人から意見書を受理した。
29. 8. 29 (第370回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 9. 22 (第371回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 10. 24 (第372回審査会)	○ 審査請求人から意見等を聴取した。
29. 11. 29 (第373回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成29年12月27日現在）

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
伊勢みゆき	情報公開を理解する者	
板明果	学識経験者	
齋藤信一	法律家	会長
十河弘	法律家	